

令和
4年

福祉・介護職員 処遇改善加算取得促進事業

東京都社会保険労務士会と
「福祉・介護職員処遇改善コンサルタント」(社会保険労務士)が
「福祉・介護職員処遇改善加算」等取得のための
お手伝いをいたします。

従業員の給料アップにつなげ、人材の採用、定着を図るため、
職場環境を改善し、処遇改善加算に併せて

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)」
を取得しましょう！

無料相談

処遇改善加算等未取得、東京都内の

または

上位の加算を目指したいとお考えの

障害福祉サービス等事業所様へ

東京都社会保険労務士会では、東京都より委託を受け、以下の取得、変更についての「無料電話相談窓口」を開設いたします。また、訪問により直接アドバイスをいたします。

- ・福祉・介護職員処遇改善加算の新規取得
- ・福祉・介護職員等特定処遇改善加算の新規取得
- ・処遇改善加算等の上位区分への変更
- ・福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(新加算)の新規取得

裏面に様式の
掲載先あり

原則、毎週 月・水・金曜日(祝日を除く)に開催！

※詳しくは東京都社会保険労務士会のホームページでご確認ください

フリー
ダイヤル

0120-179-117

受付時間／午前9:30～午後4:30

訪問でのアドバイス (web会議ツールを活用したオンラインによるアドバイスも可)
をご希望の場合、まずは、お電話にてご予約ください。追って、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントからご連絡いたします。



東京都社会保険労務士会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台4-6
御茶ノ水ソラシティアカデミア4階
<https://www.tokyosr.jp>

訪問によるアドバイスお申し込み方法

1

予約申込

訪問によるアドバイスは事前予約となっております。
まずはお電話にてご予約ください。

フリーダイヤル 0120-179-117

原則、月・水・金（祝日を除く）受付時間／9:30～16:30

2

相談日時の決定

お電話でのご予約後、福祉・介護職員処遇改善コンサルタントより
折り返しご連絡差し上げます。その際に、相談日程の調整、相談内容
の確認等をいたします。

3

訪問1回目

現状の把握、要件の整理、取得区分の決定、必要書類等の指導・助言

4

訪問2回目

確認事項の整理、各種書類等の実務指導・最終確認

**福祉・介護職員処遇改善コンサルタントは、
雇用管理・労務管理の専門家である社会保険労務士です。**

東京都からの委託事業として実施する範囲の助言・指導については
事業所の費用負担はありません。

令和4年度の加算の計画書の掲載先ホームページ（新加算含む）

東京都福祉保健局「東京都障害者サービス情報」のホームページより、計画書のダウンロード
をお願いいたします。

【URL】 <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=022>

「書式ライブラリー」→「B 処遇改善（特別）加算等に係る様式類」

【二次元コード】

令和4年度の加算の計画書の提出期限

令和4年11月以降から算定開始する場合 前月15日まで

※東京都の場合。自治体により、異なる場合があります。

